

農業集落排水施設自費工事承認申請書

本巢市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

本巢市農業集落排水施設の自費工事についての取扱要綱に基づき、自費工事を希望するので、次のとおり申請します。

記

自費工事の施行場所	本巢市
受益戸数・人数	
自費工事の施行理由	
施 工 業 者	所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話
工 事 の 概 要	
予 定 工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
備 考	添付書類 (1) 位置図 (2) 土地登記簿謄本 (3) 公図 (4) 計画平面図1/500以上 (5) 計画縦断図1/500以上 (6) 断面図、横断図1/20以上 (7) 帰属承諾書 (8) その他

農業集落排水施設自費工事承認決定通知書

様

本巢市長 藤原 勉

令和 年 月 日付けで申請のあった農業集落排水施設自費工事申請について、次のとおり承認します。

記

承認番号	本農自第 号
農業集落排水処理施設の名称	地区処理区
自費工事の施行場所	本巢市
受益戸数・人数	
自費工事の施行理由	
施工業者	所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話
工事の概要	
予定工期	年 月 日 から 年 月 日まで
承認条件等	別紙承認条件のとおり

農業集落排水施設自費工事不承認決定通知書

様

本巢市長 藤原 勉

令和 年 月 日付けで申請のあった農業集落排水施設自費工事申請について、次のとおり不承認とします。

記

農業集落排水処理施設 の 名 称	地区処理区
自費工事の施行場所	本巢市
受益戸数・人数	
自費工事の施行理由	
施 工 業 者	所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話
工 事 の 概 要	
予 定 工 期	年 月 日 から 年 月 日まで
不 承 認 の 理 由	

工 事 着 手 届

本巢市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

令和 年 月 日付け本農自第 号で承認を受けた農業集落排水施設自費工事について、本巢市農業集落排水施設の自費工事についての取扱要綱第5条第1項の規定により届け出します。

記

農業集落排水処理施設 の 名 称	地区処理区
自費工事の施行場所	本巢市
工事着手年月日	月 日
施 工 業 者	所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話
道 路 占 用 許 可	許可番号 許 可 日 年 月 日
道 路 使 用 許 可	許可番号 許 可 日 年 月 日
備 考	添付書類：道路占用許可写し、道路使用許可写し等

令和 年 月 日

農業集落排水施設自費工事変更承認申請書

本巢市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

令和 年 月 日付け本農自第 号で承認を受けた農業集落排水施設自費工事について、次のとおり変更することについて承認を受けたいので申請します。

記

農業集落排水処理施設 の 名 称	地区処理区
自費工事の施行場所	本巢市
変 更 す る 内 容	
変 更 前	
変 更 後	
備 考	添付書類等

様式第6号（第7条関係）

本水第 号  
令和 年 月 日

農業集落排水施設自費工事変更承認決定通知書

様

本巢市長 藤原 勉

令和 年 月 日付けで申請のあった農業集落排水施設自費工事変更承認申請について、次のとおり承認します。

記

承認番号	本農自第 号
農業集落排水処理施設の名称	地区処理区
自費工事の施行場所	本巢市
変更する内容	
変更前	
変更後	
承認条件等	別紙承認条件のとおり

工 事 完 成 届

本巢市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話

令和 年 月 日付け本農自第 号で承認を受けた農業集落排水施設自費工事について完成したので、本巢市農業集落排水施設の自費工事についての取扱要綱第9条第1項の規定により届け出します。

記

農業集落排水処理施設 の 名 称	地区処理区
自費工事の施行場所	本巢市
工事着手年月日	年 月 日
工事完成年月日	年 月 日
施 工 業 者	所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話
備 考	添付書類：完成写真等

農業集落排水施設自費工事検査結果通知書

様

本巢市長 藤原 勉

令和 年 月 日付けで完成届の提出がされた農業集落排水施設自費工事に  
係る検査の結果について、次のとおり通知します。

記

承認番号	本農自第 号
農業集落排水処理 施設の名称	地区処理区
自費工事の施行場所	本巢市
工事完成年月日	年 月 日
施工業者	所在地 商号又は名称 代表者氏名 電話
検査年月日	年 月 日
検査結果	合格 ・ 不合格
備考	



## 自費工事承認条件

- 1 工事の実施については、道路等の施設管理者より占用許可を受ける。  
また、施工に当たっては、占用許可条件を遵守すること。
- 2 工事の着工前に自治会長及び隣接する土地所有者等に工事内容を説明し、必ず了解を得ること。
- 3 工事施工に当たっては、道路交通法第77条の規定に基づき所轄警察署長の道路使用許可を受けること。
- 4 工事施工に当たっては、本巢市上水道工事特記仕様書に準じ施工するとともに、市立会いのもと、材料検査及び段階確認検査を受けること。
- 5 工事施工に当たっては、あらかじめ工事箇所における地下埋設物件の調査、その周辺の交通状況、現状確認等万全を期し、工事実施に伴う事故の防止を図ること。
- 6 交通の制限に当たっては、標識、防護柵、赤色灯、交通整理員等の必要な措置を講じ、事故防止に万全の注意を払うこと。
- 7 道路掘削工事が夜間の場合及び夜間に及ぶ場合は、赤色灯を設置し交通障害のないよう十分留意すること。
- 8 工事施行により第三者と紛争が生じた時は、承認を受けた者の責任により解決すること。
- 9 工事資材や機械の搬入に当たっては、交通の支障とならないよう充分注意すると共に、路面を汚染した場合はただちに清掃すること。  
また、資材や機械は交通の支障とならない場所に置き、その管理に留意すること。
- 10 道路及び水路等の構造物の下を掘削する場合は、施工前に状況を調査し、施工後に施工前との比較したものを報告し、構造物の状態が悪くなった場合は、原状に復旧すること。  
また構造物の下及び周辺の埋戻しは入念に行い、施工方法、状況が確認できる写真を撮り、完成届に添付すること。
- 11 他の埋設管がある場合には、離隔を30cm以上とること。  
また、他の管理者の埋設表示テープを撤去した場合は、復旧すること。
- 12 工事が完了した場合は、速やかに工事完了届を提出して検査を受けること。  
なお、工事施工中の状態が把握できる工事写真を提出すること。
- 13 工事完了後の検査に合格した後施設等に瑕疵が生じた場合は、帰属後2年間は補修等を行わなければならない
- 14 次の事項に該当するときは、この承認の取り消しを行い、原状回復若しくは承認にかかる施設の除去を命ずることがある。  
この場合における費用は全て承認を受けた者の負担とする。

- ① 申請書と工事内容が異なる場合
- ② この承認条件を厳守しない場合
- ③ 管理上やむを得ない必要が生じた場合
- ④ 公益上やむを得ない必要が生じた場合

1 5 前各事項のほか、道路法及び関係法令の規定を遵守すること。